

令和3年度 事業経営評価

団体名	大阪シティバス（株）	所管所属名	都市交通局
-----	------------	-------	-------

中期目標	(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
	市営バス事業を民営化し当該法人に事業を一括譲渡するに際して、本市が策定した「バス事業引継ぎ（民営化）プラン」の内容を着実に実現すること。
	(2) 中期目標期間
	令和2年5月1日から令和8年3月31日までの6年間
	(3) 中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態
	民営化プランに記載のとおり、乗合バス事業の路線・サービスを持続的・安定的に提供している状態。

当該事業年度の自己評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価を踏まえた団体の総合的な評価	
	市営バス事業の引継ぎ後4年目の事業年度は、昨年度より引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受け、乗車人員がいまだ回復していない状況にある中、人件費の削減、業務執行の効率化など経営のスリム化に取り組み、一般路線バス86系統の路線、運行回数、運賃の水準を維持することができた。	
	最終目標達成見込み	最終目標達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について
	ア	今後の乗車人員の回復が不透明な状況にある中、民営化プランに記載のとおり、乗合バス事業の路線・サービスを持続的・安定的に提供するため、引き続き経営の健全化に取り組み、2025年度までの一般路線バス86系統による路線、運行回数、運賃の水準維持に努めてまいりたい。
	ア：順調 イ：遅れあり ウ：計画の見直し必要	
当該事業年度の市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価を踏まえた本市の総合的な評価	
	新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい事業環境が継続しているが、民営化プランやグループ中期経営計画の内容に即して、一般路線バスについて、86系統による路線・運行回数・運賃のサービス水準を維持し、市内交通を支える事業者としての役割を果たしている。	
	助言等及び講ずるよう求める措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）	
	中期目標に示された内容及び目標を達成する具体的な道筋・工程を確認する観点から、中期計画の策定に際し、バス事業における年度別の具体的な指標、目標値を設定するところであるが、現下の状況から指標等を設定できていないことはやむを得ないものと認識している。中期計画の策定について、今後、令和4年5月中に予定するOsaka Metroグループ中期経営計画改訂に合わせ、適時適切な策定を進められたい。	

市の 審 査	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア：「順調」 イ：「遅れあり」 ウ：「計画の見直し必要」	「様式1：中期目標(3)」 に対する取組の有効性	A	A：有効であり、継続して推進 B：有効でないため、取組を見直す
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果					
	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、非常に厳しい経営状況が続き、一般路線バスについては、令和3年3月に「事業性のある路線」を中心に需給調整を実施する一方、乗車人員の大幅な回復が見込めないなか、市民・利用者に必要なサービス水準を維持し、利便性向上等の取組も進め、市内交通を支える事業者としての役割を果たしている。					
	「中期目標」達成の視点からみた審査結果					
	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による乗車人員の減少が続き、親会社であるOsaka Metro以上に厳しい経営環境にあると認識している。今後も引き続き、安全・安心はもとより、快適で便利なバスサービスを提供できるよう取り組まれない。					